

市民福祉委員会会議録

招 集

平成30年9月26日(水) 午前10時 議会委員会室

出席委員(8名)

(委員長) 西川 章 三 (副委員長) 伊藤 ひろえ
奥岩 浩 基 尾沢 三 夫 土光 均 戸田 隆 次
前原 茂 又野 史 朗

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 佐小田課長

[生活年金課] 池口課長

[保険課] 渡邊課長

[市民税課] 安田課長 三森課長補佐兼税制係長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡課長

[環境政策課] 高塚次長兼環境政策課長 山川課長補佐兼環境保全係長 口田主幹

[クリーン推進課] 田子課長 山内課長補佐兼廃棄物対策係長 田中生活環境係長
池口主幹

【福祉保健部】齊下部長

[福祉政策課] 大橋次長兼福祉政策課長 中本課長補佐企画係長

[福祉課] 谷野課長 森井保護第三係長

[障がい者支援課] 仲田課長 福田計画支援係長

[長寿社会課] 奥谷次長兼長寿社会課長 足立課長補佐兼介護給付係長 田村介護保
険料係長

【こども未来局】景山局長

[こども相談課] 橋尾課長 松原総合相談係長

[子育て支援課] 湯澤課長 長尾課長補佐兼子育て政策係長 吉岡主幹 赤井主任

[健康対策課] 清水課長 仲田課長補佐兼健康企画係長

【総合政策部】

[地域振興課] 井上自治振興係長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 安東主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 今城議員 岩崎議員 岡村議員 門脇議員

三嶋議員 矢田貝議員

報道関係者2人

審査事件及び結果

議案第72号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・中海会議について[市民生活部]
- ・米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂及び公立保育所統合建替えに係る構想について [福祉保健部]
- ・米子市手話言語条例（仮称）の制定について [福祉保健部]

協議事件

- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

## 午前9時59分 開会

○西川委員長 ただいまより市民福祉委員会を開会いたします。

本日は、12日の本会議で当委員会に付託された議案1件について審査いたします。

議案第72号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

安田市民税課長。

○安田市民税課長 それでは、議案番号第72号の米子市市税条例の一部を改正する条例案についての御説明をいたします。

個人市民税に関しまして、地方税法第314条の中で、個人が各種団体や法人に寄附をした場合の寄附金税額控除について規定されており、この場合の寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の一つに特定非営利活動法人に対する寄附金であって、かつ住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市税条例で定めるもの、これを寄附金税額控除の対象とするという規定がございます。寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人と呼んでおりますが、このたびこの控除対象特定非営利活動法人の指定の申し出書が八頭郡八頭町才代299番地に主たる事務所を置きます特定非営利活動法人ハーモニカレッジから本市に対し提出されました。これに対しまして、本市の条例であります米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例に基づき審査を行った結果、当該法人が控除対象特定非営利活動法人の基準に適合すると認めることができることから、当該法人に対する寄附金を、先ほど申し上げました住民の福祉の増進に寄与する寄附金に該当するものと認め、市税条例第34条の7第4項で定める寄附金税額控除の対象となる寄附金に当該法人に対する寄附金を加えようとするものでございます。期間は平成30年10月15日から平成35年10月14日までの5年間とするものでございます。説明は以上でございます。

○西川委員長 当局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

○戸田委員 今の説明があつたんですけど、特定非営利活動法人ハーモニカレッジというのは何を事業主体に、事業内容は何をしておられるんです。

○西川委員長 安田市民税課長。

○安田市民税課長 主体的な非営利の事業といたしまして、動物や自然を媒体とした青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する事業でありまして、具体的な事業内容としましては、ポニーの乗馬、ふれあい体験、調教、育成、世話等のポニープログラムなどでございます。以上です。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 ポニーの世話とかというような話でしたけれども、それでは今先ほど説明があった米子市の控除対象の特定非営利活動法人の指定の手続に関する条例を見させていただいたんですが、これに適合するという判断だったんですけど、この指定手続を行う基準第4条、私見させていただいたんですが、アからウまであるんですけど、これはどこに適合させたのか。誰がこれを、一つどの内容でしんしゃくしたのか、今の市民税課は恐らくしんしゃくしてないでしょう。市のどこがしんしゃくをして、これが本市にとってどのような有利があるのか、有益があるのか、その審査過程を私伺ってみたい。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 審査過程から先に御説明させていただきます。まず、本市の場合は非営利法人に所管をしております総合政策部地域振興課のほうが所管をしております、この申し出を受けまして審査をするという段取りで、その結果を受けて市民生活部のほうで条例改正をするという手続になっております。その中で、具体的には7月30日でございますが、市長名で決裁をいたしまして、審査を終了しておるものでございます。

それから基準につきましては、第4条の第2項で鳥取県条例で控除対象非営利法人として定められる非営利法人が本市の条例に適合するのと同様であれば、当該基準に適合しているものとみなすということで、事前に県のほうでも同様の手続に基づきまして、指定の手続をされているというところを踏まえまして、そこを判定の基準としておるところでございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 私が思うのは、これ2年目なんですよ、新旧対照表見たら。だけん、市民税法の条例改正については市民税課が担当課だから、その上程内容は私はわかるんです。ただ、施策的にこれを展開するに当たって、どこでしんしゃくをして、その経過が私はまず説明があって、それでこの市民税法を改正せねばならないという説明が、私はあってしかるべきだと思うんですよ。そうしないと、今、米子市の条例を見ると、第4条の(3)のところ、広く市民からの支援を受けているかどうか判断するための基準として、次に掲げる基準を適合することと書いてあるんですが、そこでいろいろア、イとか書いてあるんですよ。第4条の(2)のところでは、市民の福祉の増進に資するものがあると市長が認める活動を推進するものであることってうたってあるんです。本当にその辺のところを十分に庁内の中で検討、協議をされて、本当にこれが市民にとって有益な政策であるという判断があったかどうか、その判断があって、初めてこの市民税の条例改正にステップアップしていく手順だと思うんですよ。その経過が全く説明されない。聞き取りのときもその説明がなかった。やはり私は、市民税のそういう控除対象の適用をする前に施策としてどうなのかということが、どういうふうにしんしゃくされたかということなんですよ。副市長、その辺はどうなんですか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 戸田委員御指摘のとおりだと思います。この案件に限りません、この案件もそうありますが、条例改正案件、あるいは税も含めてですね、これにつきましては市の中でそういった担当レベルの審査体制に加えて、私をトップとする審査会もございます。それから法令審査会というのを持っておりますが、さまざまな諸法令を改正する、当然その前提となる、今、議員おっしゃるように政策上の判断が妥当なものなのかどうかと、もちろん法令上の合意性があるのかといったことを、これは私が会長で、それから各所管部局長を含めた部局長で構成する審査会を設けていまして、そこで審査を行いました。その際に、まさに御指摘いただいたような観点の議論もいたしました。これは御案内かもしれませんが、このハーモニカレッジという団体は、定款上先ほど言ったようなうたい文句になってますが、具体的には、これはいわゆる学校や職場、地域で社会のかかわり、困難性を示すお子さん、青少年、わかりやすく言いますと不登校とか非行歴、こういったお子さん方を動物の飼育体験等々を通じて、社会へのかかわりに復帰させるということに長年取り組んでおられる団体で、非常に活動実績がある団体であります。私もよく承知しております。

米子市からの過去の寄附実績も、東部に活動の拠点がありますので当然東部よりは少ないわけですが、何人か実際勤務しておられる方もいらっしゃる、そんなに大きな金額にならないように配分いたしました。こういうようなことから、そういった活動で関与しておられる市民の方もいらっしゃるということも確認できましたので、先ほど部長のほうからも説明しましたとおり、県税条例でも対象控除に既に指定されてるということも踏まえて、否定することは当然ないと、このように判断したところであります。以上でございます。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 極論と言え、私もそういう内容を聞けば了とするんですけど、そういう説明が全くなされてない。そういうのであれば、そういうしんしゃくした経過を丁寧に、やはりこの条例改正に当たっての手順としてそういうふうな、こういうしんしゃくして検討した結果、これは今の目的に該当するというような説明資料があってもいいんじゃないかなと私は思います。

もう一つは、逆に言えば、市民から言えば、それだけの所得税の軽減措置を図るというなら、これだけ米子市に対してマイナスなことになってくるわけですから、他方で考えれば収入減ということになってくると、そういうふうなことがあるから側面的にはそういう面もあるけれども、しかしながら今、副市長さんがおっしゃったような社会貢献、そういうふうな不登校の対策協議もやっておられるというふうになれば、私は了としますので、その辺のところの丁寧さをやはりここの市民税の条例を改正するという、ぽんと出すのではなくて、それを市民税の条例改正をせないけん、その内容、背景をきちっと説明なりをやっぱり加えていただきたいと私は思います。終わります。

○西川委員長 ほか質疑はありませんか。

尾沢委員。

○尾沢委員 初歩的なところをちょっと聞かせてもらいたいと思うんですけど、寄附金税額控除というほうがこれで、所管はこれは米子市が所管ではない、以前からあるのは鳥取

市だし、このたび来てるのは八頭郡なんで、ここは所管関係なくてもやっぱり我が市としては条例をこうして変えないけんもんなんですかいね。

○西川委員長 安田市民税課長。

○安田市民税課長 まず、このハーモニカレッジが活動区域でされていらっしやいますのが県内全域ということがございます。そのために県内全域から寄附が集まる可能性がございます。そういった意味合いで、ハーモニカレッジさんといたしましては県内の各市町村にこういった指定の申し出を出されて、寄附金税額控除を受けるような体制をとっていらっしやるといふふうに考えております。

○西川委員長 尾沢委員、よろしいですね。

○尾沢委員 結構です。

○西川委員長 ほかは。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 じゃあ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。反対のあれはなかったでしたか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 異議なしということで認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

（「委員長、異議なしか諮らないけん。」と戸田委員）

では採決をいたします。原案について、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○西川委員長 御異議なしということをお認めます。では、これは決しましたので、市民福祉委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 12 分 休憩**

**午前 10 時 38 分 再開**

○西川委員長 市民福祉委員会を再開いたします。

市民生活部から 1 件の報告を受けたいと思います。

中海会議について、当局の説明を求めます。

高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 委員の皆様にはお手元に A 4 左肩ホッチキスどめの資料をお配りしています。この資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

今年の 8 月の 20 日ですが、第 9 回中海会議が開催されました。そのうちの中海の水質及び流動会議及び中海・覆砂検討ワーキンググループで協議された内容を報告したいと思います。

はぐっていただきまして、1 ページ目になります。こちら 29 年度の中海の水質測定結果を図示しております。左側の図が環境基準点 12 地点を示したものでございます。その 12 地点の水質を、右の 1-2、図のほうに測定結果を載せてございます。図の中の赤い実線が環境の基準値、青の点々が第 6 期の水質保全計画の目標値でございます。赤い地点、

ちょっと左側から説明します、CODの場合は目標値、青い点線は全て達成している状況でございます。真ん中の全窒素でございますが、米子湾でございます、T-3とN-1、大橋川の河口付近の2地点が赤く塗ってございます。これは目標値を上回っているということでございます。右側の全リンにつきましては、米子湾と大橋川河口とその大橋川河口の沖合でありますN-2の箇所、ここで目標値を上回っている状況でございます。

その下に、横に折れ線グラフで、それぞれのCOD、全窒素、全リンの経年の変化をあらわした図を示しております。赤い線がやはり環境基準で推移を見ていただきたいというところがございます。その下に、参考でちょっと書かせていただいておりますのが、公共事業をいつ開始したかとか、浅場造成とかを開始した時期を示しております。右の一番下に黒ぽつのちょっと下、③に干拓中止を伴う地形改変と、平成21というのがあります。中海会議、御案内のとおりなんですけど、堤防開削によりまして、また水質の変化等があった場合には新たに協議をして対策をとというような合意事項がございまして、ずっと水質のモニタリングをしてきたところがございますが、21年以降モニタリングを続けておりますが大きな変化がないというところがございます。

はぐっていただきまして、次のページに書いておりますのが、上の図はそれぞれのCOD、全窒素、全リンの指標でございますが、上半分の図は21年から25年、第5期の水質保全目標の平均値を色で示したものでございます。その下は、29年の値の色で示しております、青が環境基準を達成した地域でございます。黄色は環境基準は未達成ですけど計画目標値は達成した地点、赤い地域が計画目標が未達成の地域でございます。年度が進みまして、前年度比の計画より29年のほうが黄色、青の部分がふえてきて、水質が浄化してきているという状況が見えていただけたと思います。その下に、赤潮の発生状況も記載しております。上の棒グラフは発生回数です。下の赤く塗ってある箇所の図が、13年、26年、29年とありますが、発生状況の確認された場所でございます。全体的には水質改善効果が見られてるのではないかとということでございます。

はぐっていただきまして、ここは市民にわかりやすくということで、五感による湖沼の環境調査をモニタリングさせていただいた結果を載せております。においですとか、透明度ですとか、ごみや景観について、住民の皆さんに評価をさせていただいたのをグラフにしているところがございます。環境基準80点を目標にしておりますが、29年度70.3点という点数でございまして、評価的にはずっと横ばい傾向が続いている状況でございます。その下には、米子湾における透明度、こちら目標を2メートルとしているところがございますが、29年度の平均は1.9メートルということございました。

はぐっていただいて、第6期の湖沼水質保全計画の進捗状況を載せております。上の1に生活排水対策として、人の生活から出てくる負荷量ですね、その下に、2として流出水対策として農地や市街地、流入河川などの対策をまとめているところがございます。6期の計画でございますが、国、県、市町村連携して、いろんな対策を行いましょうというところがございますが、平成30年度までに達成すべき目標につきましては、おおむね計画どおり進捗しているという状況でございます。

その下に、3番、湖内対策というのを書かせていただいておりますが、これは国交省が実施しているものでございますが、浅場造成、覆砂の実施箇所、その進捗状況、米子湾のモニタリング結果が示されております。米子湾では25年度から浅場造成、覆砂事業が

実施されておりますが、その前後でモニタリングをしております、石炭灰造粒物による覆砂事業実施箇所におきまして、間隙水の栄養塩の濃度が施工後に低下している状況、右の表の青と赤の比べたグラフでございます。こちらで読み取れるというふうになっております。

はぐっていただきまして、これ以降はワーキンググループの検討事項を報告させていただきます。これは5ページの分は、今年の会議で報告された内容ですので、簡単に中を御説明しますと、(1)のアのところ、中海は御存じのように汽水湖でございます、汽水湖の特徴が書かれております。塩分濃度の違いによりまして、それが容易に混合することはないわけですが、上4メートルまでが淡水、下が塩分濃度が濃いので、それ以降は塩分の高い水域になってこようかと思っております。底のほうは夏を中心に貧酸素化が起りやすくなりまして、湖底から窒素やリンが溶出するという状況が起きるとというのが汽水湖の特徴でございます。

2番目のイのところ、では中海全体でいろんな対策を行ってるところですけど、どんな流入負荷や湖底からの影響とか、くぼ地からの影響はどのくらい影響があるのかというのが図示されておまして、流入負荷につきましては約80%ぐらいあると、湖底の検出の部分が約10%、くぼ地の部分が1%から2%、水質に影響があるよという報告がありました。これは、中海全体での影響でございます、会議の後、盛んに意見が出まして、このくぼ地の影響というのが全体では1%、2%の少ないパーセンテージですが、くぼ地の付近、米子湾で見たらもっと影響が大きいんじゃないかという意見がございまして、それを調べたのが6ページ、7ページに載っております。

6ページ、7ページですが、各負荷源が水質に与える影響の推定でございますが、6ページが全窒素、7ページが全リンの影響を示したものでございます。全体としての評価といたしましては、くぼ地の影響は約1%から2%かもしれないが、くぼ地の近くではもっと影響がありますよということが数値に出ましたので、それが見たらわかるという結果になっております。

ちょっと言葉で御説明いたしますと、観測いたしました地点は一番最初に申し上げた12地点プラス一つ、T-6というのを補助地点として、水鳥公園の周りを1カ所新たにつけ加えて調査をしてるところでございます。全窒素、全リン、どちらにつきましても流域からの影響が大きいというのが出ています。くぼ地からの影響は小さいという各地点での結果が出ておりますが、ただし、T-3米子湾と、T-6の新たにした彦名、N-4の安来、ここの部分におきましては、ほかの部分と比べるとくぼ地からの影響が大きいという結論が数値的に出たということでございます。これが合わせて、6ページと7ページ、共通して言えることでございました。

次に、8ページ、底質対策手法の検討でございますが、①といたしまして、くぼ地対策が水質へ与える影響の示しております。ここは①として、影響の調査でございますが、完全にくぼ地を埋め戻した場合と覆砂を実施した場合で、中海の湖心と米子湾の表層、底層を水質シミュレーションで比較したものでございます。くぼ地を埋め戻した場合、覆砂した場合とともに改善効果は確認はされたわけでございますが、その効果は小さく、米子湾については相対的には大きいけど、環境基準を満たすところまでは改善しないというシミュレーション結果になっております。また、報告の中には埋め戻し、覆砂ともに共通

の課題として、施工後にまた新たに底にヘドロが堆積する、新生堆積物が堆積するということになり、効果の持続性に課題があるという報告がされているところでございます。その下には、くぼ地を埋めるための土質の条件等がフロー図によって示されているところでございます。

はぐっていただきまして、最後まとめが出ております。(4)のまとめでございますが、明朝体で書いてあるのは昨年度までの報告でございます。ゴシック体で書いてあるのが今年度、中海会議で新たに検討事項としたものをまとめて記載されているところでございます。水質面の検討といたしましては、黒字で書いております、各地点の水質は、流域や外海からの影響が大きく、湖底、くぼ地の順に影響は小さくなる傾向が見られた。米子湾では、流域からの影響度が表層で大きくなる傾向が見られた。また、くぼ地が水質項目に与える影響は小さいが、他地点に比べて相対的に高い傾向が見られたというまとめとなっております。

中海における底質対策の手法の整理というのが、2番目に書いてございます。その黒字部分でございますが、水質シミュレーションにおきましてくぼ地の埋め戻し、覆砂の水質改善効果は、それは小さいと。環境基準値を満たすところまでは改善しないという結果となり、改善効果の持続性に課題があるというまとめとなっております。

3番は、先ほどの土砂の検討結果のまとめが記載されております。

最後、中海関係全体のまとめとして、その下の破線の囲みでございますが、引き続き流域対策として負荷削減を着実に講じながら、湖内対策として、現在、国交省が実施している浅場造成、覆砂事業の早期完成を目指す。あわせて今後の水質改善につながるくぼ地を含めた底質対策を行うため、周辺情報を整備し、効果的な手法について検討を進めるという会議のまとめがございました。

はぐっていただくと、資料2というのがついていると思います。会議の後、会議の席上で米子市のほうから、市長でございますが、意見・要望という形で意見を述べております。2点ございまして、1点目は①に記載しておりますとおり、流入負荷を下げるのが重要だというふうに伺ったところだけど、例えば下水道整備以外にほかの対策として農薬とかの負荷を下げる方法はどうかと、そういう取り組みを教えてくださいという要望をしております。それに対する回答として、そこに載せておりますが、事務局のほうからは、全体的なもので31年度から計画していきます、第7期の水質保全計画の中で検討していきますという答えでございました。

もう1点、市長のほうから、米子湾は地形的に流れが悪い状況があると。くぼ地の影響について検証していただいているが、改めてほかに流れをよくする方法はないのかというような意見を述べていただいております。事務局のほうからは、専門的ですが読ませさせていただきますと、くぼ地対策が水質へ与える影響においては、くぼ地を全部埋め戻しても水質改善があるとはシミュレーションできていないということでございます。米子湾あたりにくぼ地が続いて、みお筋ができていますが、全部埋め戻した場合、水深が浅くなり米子湾まで流動が到達しにくくなるのではないかと評価もしているという回答がございました。どのくらい覆砂をしていけばいいのか、どのあたりのくぼ地から埋め戻せば効果的になるのか、引き続き検証していく必要があるという回答でございます。効果とコストとの検討を引き続きワーキンググループのほうで行いますという回答でございました。

主要な会議の報告は以上でございます。

○**西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの御質疑、御意見を求めます。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 最終ページの事務局というのは、どこのことを言っとんなるんですか。

○**西川委員長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 中海会議の事務局でございまして、鳥取県と島根県が交互にしております、本年度の会議は鳥取県が事務局でございまして、

(「県ですか。」と尾沢委員)

はい。

○**西川委員長** よろしいですか。

○**尾沢委員** 県のどこの部署がこれを受けとんなるんですかいね。どこの部署が所管を。

○**西川委員長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 課の名前……。

○**西川委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** 生活環境部くらしの安心局水環境保全課が担当しております。

(「後ほどまた詳しく教えてください。」と尾沢委員)

○**西川委員長** ほかありませんでしょうか。

戸田委員。

○**戸田委員** この浅場造成は年間に何立米して、大体何平米ぐらい、浅場造成はされておられるんですか。

○**西川委員長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 直接日野河川に行ったときにお伺いしたんですが、流量を決めてこだけしますというような計画ではなくて、状態を見ながらさせていただいてるようなお答えでございまして。

○**西川委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** そういう答えか、普通計画地がどれだけあって、例えば1万立米の公共残土を利用して浅場造成を何平米したというのは実態で出てこないけんじゃない。それが中間報告じゃないかいな。浅場造成をすごく力入れとんなるわけだけん、実際に目途が10万平米で年間に1万平米して、それに用意した泥が2万立米用意したというのが報告のあり方じゃないかいね。その都度わからんというのは、それが回答だったの。

○**西川委員長** 高塚市民生活部次長。

○**高塚市民生活部次長兼環境政策課長** 中海会議の中での進捗報告はございませんでしたが、直接伺った際に、まず25年から米子湾の浅場造成取り組んでいただいております、終了目途を伺ったところではございますが、終了目途の設定はされていないというお答えでございまして、公共残土等の発生状況によって変わってくるというような状況でございました。

○**西川委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** その辺のところきちっと整理されて、ただ浅場造成をやったときに新生堆積物が出てくるというのも、一つの悪影響があるということを掲げておられるので、その辺

のところはどうなのかなというふうに考えられるんですけど、そこで、せっかく残留物を利用するというところもあるんですけど、これは結構コストがかかるんじゃないか、その辺のところは検討されておられるんですか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 御指摘のものはハイビーズと呼ばれる、石炭殻を加工したものだというふうには思っておりますが、その費用と効果を含め、ワーキンググループでどういった土砂がいいのかとか、あわせて検討されているというふうに伺っております。そのみの経費等については、申しわけないですけど存じ上げておりません。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後になりますけど、その辺のところも十分に詳細に聞いておかないと、報告にはならないですよ。今ここにありますように、いつも話があるんですけど、公共下水道の進捗率に応じて流入負荷の軽減を図っていくんだというのは、米子市の大きな政策ですけれども、その辺の公共下水道の進捗率と流入負荷の軽減という、それと中海浄化の3点セット、この辺についてはワーキンググループの中で議論されてないんですか、ちょっとその辺の経過を伺っておきたいと思います。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 中海の水質改善というところが大きな目標、目的で、いろんな施策を今取り組んでいるところでございますが、具体的な施策を現在第6期の水質保全計画の中で農地の対策であり、流入河川であり、そこには公共下水の施工のことも全て書いて、できることを順次やっていくと。年次計画は市町村と協力しながらやっていくという計画で、それが30年度に計画が終わりますので、今、次の第7期の5年計画ですが、それを立てるために市では、今現在公共下水でいえば、大きな計画がされているというふうに思っておりますので、それをどのように盛り込んでいけるか検討していきたいと考えております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 この中海水質改善、私もそれは十分に理解しとるんですけど、やっぱりこのまとめのところ弱い。本当に今後課題をして、どういう施策をしていくのか、現状課題を十分に理解した上でどうしていくのかというような方策というか、検討された経過が、私にはなかなか見えてこない。その辺のところを、副市長さんはどんなふうに考えておられます。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員御指摘ですが、確かにそうなのかもしれません。非常に長い歴史があって、私も昨年着任してから、本腰入れて見させていただいてますが、非常に長い歴史の中で行ったり来たりしてるのが正直なところだと思います。ただ、着実に少しずつでありますが、水質改善してきてるのも事実でありまして、そういったものも積み重ねをしていくことと、あと米子湾については、これも先ほどありましたけれども、特性に応じた対策というのをこれ以上やっていこうとすれば、どうこれから考えてという、そんなことをやっぱり考えていかなければいけないかなというふうに、私としては考えています。

これは御案内のとおり、やはり中海の水質改善という大きな目的のもとに両県と国とがついてるわけでありまして、やっぱり国にお願いするところはしっかり物を言って国にお

願いするという姿勢は大事なんだと、このように思っていますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。以上です。

○西川委員長 ほかの委員さんからは。

又野委員。

○又野委員 分科会ของときにもちょっと話しさせてもらったんですけども、中海の水質保全対策事業で、中海会議にも報告されているという話だったんですけども、実際その事業はどこら辺に反映させられているのかが、ごめんなさい、ちょっと私にはわかりにくくて、教えていただけないでしょうか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 分科会ของときに、高専に水質の調査をしている部分の中海会議前段の鳥取県の事務局さんと協議させていただいてるという答弁をさせていただいたと思います。中海の環境基準値は12点、実は補助地点がそれ以外に6地点がございます。それ以外の米子に特化した地点の水質とかを調べさせていただいておまして、その水質の、ここの表でいう、グラフとか、ちょっと経年の経過を調べたものがございますが、米子湾では実際どうなのとか、米子の流入河川はどうなのっていうのを、米子市として知らずに意見を申すというのは裏づけが必要ではないかということで調査をしておりますので、この水質の全体がきれいになってるよとかいうところを表現されたときに、米子湾というのは実はこうですよという意見を、協議をさせていただいてると、だから流入河川を特に昨年ばさせていただいたとこでするので、流入河川のまとめが出てる部分について、昨年のときには協議をさせていただいたというふうに、反映していると思っております。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 具体的に言えば、この中ではどの部分。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 4ページに湖沼水質保全計画の進捗状況が記載されております。本市が行った2-4の図で流入河川の浄化対策というのを記載いただいておりますのでございますが、ここの状況とかを調べるときに水質の状況とかを反映させていただいたと思っております。

○西川委員長 よろしいですか。

又野委員。

○又野委員 それと、その4ページのところの上になんですけども、「各種施策は、一部事業を除き、おおむね計画どおりに進捗している」とあるんですけども、この一部事業というのはどういう事業で、どれくらいの量、規模なのかと思ひまして、ちょっと聞かせていただければと。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 この項目につきまして、第6期の計画がおおむねというのは、この記載のとおりでございますが、一部事業というのがどれを指して言っているのかというのは確認しておりません。申しわけございません。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 また教えてもらえますか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 中海会議事務局を持っております県のほうに確認をとって、この一部事業を除くというのは何かというのを確認して御報告したいと思います。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 それと、もともと中海の水質が変わったのは、大海崎堤防と森山堤防によって水の流れが変化したことが大きな原因だということは、米子市も当初から言ってきて、この2つの堤防の開削が必要だということ自体も米子市は要望していたと、求めていたと聞いているんですけども、森山堤防が少しだけ開削されただけで、その後中海会議でも堤防開削の話は出てないような、今回もですけども、思うんですけども、基本的に中海の水質を取り戻すためにはやっぱりその原因となった堤防の開削というのが必要だと思うんですけども、この点は今どうなってるんでしょうか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 委員御指摘の点ですけど、国が斐伊川水系の大橋川改修事業を実施するに当たり、鳥取県と島根県が協定書を結びました。その協定で、今後両県でこの改修事業を実施するに当たって、次のことを国に求めていきたいと思いますという約束がございまして、その中に水質のモニタリングを継続して実施する、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には速やかに協議会を開いて、国とともに将来的に大海崎堤防の開削を含め、幅広く適切な対策を協議、検討するということを協定書に盛り込んでおります。そのためにモニタリングをずっと続けて水質の変化を見ているというのが現状で、2年前の会議で水質の大きな変化が見られないという結論が会議の中で出ておまして、堤防の開削という協議はされておられません。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 協定書を私も見させてもらったんですけども、ただ、もともと米子市、鳥取県ももともとなんですけれども、国のほうにやはり堤防の開削を求めているのは事実だと思います。その堤防自体がもともとの原因だっていうのは、これも認めているところだったと思いますので、確かに協定書はあるんですけども、根本的な解決につなげるには、堤防開削というのはやはり検討事項の中には常にあってもいいのかなと思いますので、堤防が進む検討のやはり議題としては中海会議に出していただきますよう、ちょっとこれは要望になるんですけども、お願いをしたいと思います。

○西川委員長 よろしいですか、又野委員。

○又野委員 はい。

○西川委員長 ほかの委員。

土光委員。

○土光委員 今の関連ですけど、堤防開削について、資料では9ページ、まとめの辺で、これからどういうふうにしていくかという中に堤防開削のことは議論のページに載ってない、そういう話、議論だったと思います。

今、協定書のことを持ち出されたんですけど、モニタリングをして、水質の変化がないから堤防開削のことが議論に上がらないというふうな言い方をされましたけど、これ水質

の変化がないということは、今水質をはかって、環境基準を決めて、これはまだ達成されてない、つまり環境がよくなっていない、そういう状況だというふうに捉えるべきだと、私は思ってるんです。水質の変化がないから、つまりもとに戻ってないという状態だから、何らかの対策をしなければならない、そういうふうに解釈をすべきだと思ってて、だからこそ大きな原因の一つである堤防開削も議論のテーブルにのせるべきだと思うんです。だから米子市としては、過去に堤防開削を要望した事実もありますので、中海会議で堤防開削のことについても、今後の課題としてきちっと議論のテーブルにのせるよう要求すべきではないでしょうか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 事務局のほうに協議をしたいと思います。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 ほかの件で、ちょっと二、三質問させてもらいます。資料の1ページに関連することで、この最後に米印のところで、下水道に関して、下水道の整備及び高度処理化による水質改善、まずちょっと確認したいんですけど、この高度処理化というのは具体的に何を処理ということ、まずお聞きします。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 窒素、リンを抜く作業、工程が入っているというふうに理解しております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 それで、この2番の経年変化でそれぞれの変化、折れ線グラフと下の参考で、高度処理化がされているのが2カ所あって、平成10年、平成15年くらいから始まった。これをもとに、今言った窒素、リンの変化を見てもそんなに取り立てて、窒素、リンは減ってるというふうになかなかこのグラフ読めないんですけど、そこはどういうふうに、どう読めばいいんですか。下の評価では、下水道の整備及び高度処理化が大きく寄与してるというふうに結論づけてるんですけど、なかなかこのグラフはそのように読めないんですけど。窒素、リンに関しては。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 この表の中の黒ぼちが、中海の12地点の中で最高、悪い数値を出したという地点だそうございまして、まず平成10年のときに大きく前進が、最高値が下がっているようなのが見られたということでございまして、14年のときには最高値ではないんですけど、ここでは大きく最高値の中心についても、全窒素については平準化されて、ずっと大きな変化が実は見られていないというのが、表で読み取れる結果でございまして、特に全リンのほうについて効果があったということで記載がされているというふうに思っております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 そう読むんだということで、わかりました。それから、あと6ページ関連のことですけど、それぞれどういった要因が、どのくらいの要因か割合を示した図、6ページ、7ページ。まず、表層とか底層とかという言い方をしてますけど、まず中海の水深が大体どのくらいで、表層というのはどの部分、底層というのはどの部分を示すのかお聞きします。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 表層は湖面から何メートルとかという形でなく、水をとって試験をします。そのときに一番上でとったという部分で、底はずっと落としまして、底に着いたところというふうには、測定のとときにそのようだったというふうに向っているんですけど、何メーターが湖心だとかいう話は確認はしておりません。

あと水深の話がされました。今現在……。

○西川委員長 山川環境政策課長補佐。

○山川環境政策課長補佐兼環境保全係長 済みません、底層の部分ですが、5ページの(1)のAの部分に記載をしておりますが、水深約4メートルより深い位置が底層ということになります。その上のほうが上の部分ということになるんですが、水深については大体深いところ、いろんなくぼ地とかあって一概には言えないんですが、10メートル程度というようなことは話は聞いております。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 まずこの6ページ、7ページはシミュレーションの結果ですよね、測定結果じゃなくて。ちょっと私はそういう前提で質問をしてるというか、するんですけど。シミュレーションの結果ですよね。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 シミュレーションです。

○土光委員 わかりました。私が言いたいのは、まず表層について、これは県の別の機会に、県のこれをしてる担当課に聞いたところ、表層というのは50センチ程度、これを表層というふうに、シミュレーションだから厳密な定義もあると思うので、そのときに聞いたら50センチぐらいを表層というふうにすると、私は聞いてるんです。だから、ちょっとそれを前提で質問をしますと、これ結果として、表層と底層、表層が表面50センチ程度、底層が4メートル以深、中海の水深は場所によって違うけど、数メートルのともあるし、10メートルのともあるというふうに考えると、いわゆる中層というのが抜けてるんです、中層の評価がよくわからない。中海全体の評価をするときに、表層と底層だけの評価で中海全体の評価は私はちょっと、無理とは言わないけど、中層もきちんと評価して、中海全体の評価をすべきではないかというふうに思っているのですけど。

シミュレーション自身は、別の機会に担当課に聞いたときに、上中下という言い方をしているんですけど、表層、中層、下層、それぞれシミュレーションやっているとというふうに、その場では聞きました。だから、この中海自身の評価をするときには中層というところもやはり重要なポイントではないかと思うんですけど、その辺はどうですか。それに関して、見解を求めます。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 県と事務的な協議をさせていただいたときに、中層ははかってるというのは私も伺ったことはあるんですけど、今までの会議の中でそれを報告されたことがなかったというのも事実でございまして、県でまとめられるときに、ここに出てる以外にも、地点も12点しか出てないですけど、それ以外にもいっぱいはかっておられますし、それをまとめた形を出しておられるのが会議でございまして、中層の大きな変化があって、出さんといけんという状態、お示しせんといけんという状態があれば、

県のほうとしても会議に報告されるものというふうに理解しております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 この場合は中海会議の報告なので、報告でそれを触れてなければ、そういうことだと、それは理解しました。ただ、私の意見としては表層が50センチ、いわゆる底層というか、それが4メートル以深、その間のやっぱり水質も私は無視できないのではないかと思っているということ、ちょっと意見として申し上げておきます。

それからシミュレーションだから、いろんな条件をもとにされていると思うんですけど、よくくぼ地に関して言われるのは、台風とかそういうときに、中海の水が、要はかき回される、そのときに湖底、それからくぼ地、それにヘドロ等が上に舞い上がって、そこで貧酸素状態、貧というかも酸素がない状態が上まで来て、それで魚介類に大きな被害が出る、そういうふうな言い方、そういう指摘が私はあると思ってます。だから、そのくぼ地の評価をするときに、このシミュレーションの条件が特に普通の静寂な状態というか、だけでもししていくとすると、くぼ地の正しい評価には私はならないと思うので、その辺のことも意見として申し上げておきます。くぼ地はそういうことがあるから被害が起こるといふに、この場で言われてるのではないかと思います。

それから、あと用語に関してなんですけど、6ページ、7ページで、要因で、流域とか外海とか湖底、この外海というのは何ですか。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 ここで申し上げるのは日本海という意味の、外から入ってくる水という意味に捉えております。

○土光委員 そうすると、外海の影響が大きいというのは、外から入ってくる、日本海から入ってくる水が水質、必ずしも悪くなるとは言っていないのかな、単に影響だけかな。外海の影響が大きいというのは、影響のことで、外海から来てそれが水質の悪化の要因というふうに、ちょっと私はそう読んだんですけど、そうではないということですか。もしそう読むと外海が入ってくることによって水質悪化の要因が大きいというふうに読めたので、もし読み違いだったら。単なる影響ということ、そこがよくわからないんです。

○西川委員長 高塚市民生活部次長。

○高塚市民生活部次長兼環境政策課長 塩分濃度の違いによって、底層部分は、要は外海に近い、外の塩分濃度の高いものが対流しているという形で、表層部分4メートルは大橋川方向から境水道に向かって流れているというのが川の流れて、流れているのはそっち、逆に底層部分は外海から入ってくる水が底のほうに入ってくるという意味で、米子湾のほうには外海から入ってくる表層の水より底層の水の影響のほうが大きいという表現だと十分理解しております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 まずは6ページの最初の説明で、各負荷源の影響と、だから負荷源の影響だと書いているので、水質悪化の影響だと私は読んだんですけど、必ずしもそうではないんですか。

○西川委員長 朝妻市民生活部長。

○朝妻市民生活部長 済みません、詳細はちょっと県のほうに確認させてやってください。  
(「はい、確認お願いします。」と土光委員)

○西川委員長 もういいですか。

○土光委員 以上です。

○西川委員長 ほかはありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 ないようですので、市民生活部からの報告を終わります。

市民福祉委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 28 分 休憩**

**午前 11 時 36 分 再開**

○西川委員長 市民福祉委員会を再開します。

福祉保健部から2件の報告を受けたいと思います。

まず、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂及び公立保育所統合建てかえに係る構想について、当局の説明を求めます。

湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 そうしますと、子育て支援課から、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂及び公立保育所統合建てかえに係る構想について御説明をいたします。お手元の資料をごらんください。

初めに、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂について御説明をさせていただきます。改訂をする理由ですが、本年4月よりこども総合相談窓口の設置や5歳児健診の開始など子育て世帯の包括支援体制を整備しましたこと、また公立保育所の今後のあり方を整理してお示しし、米子市としての方向性を改めて明らかにいたしました。これらに重点的に取り組んでいくことにつきまして、本市の子ども・子育て支援政策を計画に盛り込み、市民の皆さんに対しわかりやすくお示しし、常に見える化して事業を実施していきたいと考えたためでございます。

2の改訂の内容について御説明いたします。まず、子ども・子育て支援事業計画の第3章、計画の基本的な考え方について、構成の変更を行いました。変更につきましては、資料記載のとおり、見直し前、見直し後というふうに変えておりますが、改訂後の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、資料別添、子ども・子育て支援事業計画に係る任意記載事項の改訂についてを御参照ください。この別添の1ページ、中ほどから今回改訂する部分を記載しております。別添資料中ほどですが、第3章の計画の基本的な考え方の1つ目です。1つ目の基本理念につきましては、現行のままとしておりまして、「安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」であります。2番目の基本的な考え方につきましては、さきの7月議会の市民福祉委員会で御報告いたしました公立保育所の今後のあり方でお示しした米子市の目指す子ども・子育ての考え方を記載しております。3番目ですが、重点目標として、切れ目のない支援を行っていくことを定めております。

めくっていただきまして、2ページ目ですが、4番目に重点目標に対する取り組みといたしまして、(1)切れ目のない支援体制への構築・運用、その下の(2)ですが、発達支援体制の強化を上げております。そして、このページの一番下ですけれども、5番目に重点目標の達成に向けた公立保育所の方向性を明示いたしました。公立保育所の統合建てかえにより機能強化し、子育て支援拠点として整備すること、また本市では認定こども園の

普及に努めていることから、統合建てかえ後の園については、教育、保育を一体的に行う認定こども園としての開園を目指すこととしております。これにより、幼児教育、保育を一体的に実施することで、就学に向けて円滑な移行支援ができるよう取り組むことができると考えております。

資料は3ページになりますが、ここに公立保育所統合建てかえに係る個別構想を明記いたしました。公立保育所建てかえに係る計画につきましては、7月の市民福祉委員会において、公立保育所の今後のあり方をお示しした後、早い段階でお示ししたいと申し上げておりました。検討いたしました結果、このたび統合建てかえの個別構想につきまして作成し、8月27日に開催いたしました米子市子ども・子育て会議にて御審議いただき、提示いたしました個別の構想につきまして同意をいただきましたので、御報告申し上げたいと存じます。

この3ページに記載しております一覧表が個別構想となります。一番左側の欄に仮名称を記載しております。公立での存続園は5園を予定しております、AからEと仮の名称をつけておりますが、これについては建てかえの順番という意味ではございませんので御了解ください。

次の欄に、現在の公立保育園の名称を記載しております。その右側に方向性ということで、公立での統合存続、米子福祉会との統合について記載しております。その右側ですが、各保育所の現在の定員と経年を記載しております。そして、一番右側に、想定している建てかえにあわせ、附帯する施設について記述しております。この一覧表の下の部分ですけれども、米印として、米子市単独の構想であり、米子福祉会の合意に基づくものではないというふうに記述しておりますけれども、少し補足させていただきますと、福祉会さんのほうには既に申し入れはしております、協議はさせていただいておりますが、まだ合意には至っていないという意味合いでございます。

次に、この構想の考え方を御説明したいと思います。まず、公立での存続園を5園としていることについては、今後の少子化傾向、今後の地域における公立保育所の役割からも、公立保育園14園、全ての建てかえは現実的ではなく、統合し、建てかえし、隣接する園を集約することによって、公立同士の統合園を5つといたしました。隣接する園を集約する観点から、市の保育園に隣接して建設されている園が多い米子福祉会の保育園と統合するというプランが妥当ではないかということで、米子福祉会との統合園を3つ考えております。これによって、8つの統合等をする園が市内全域にバランスよく配置されることとなります。

具体的な建てかえ後の公立保育所につきましては、構想的なものではございますが、多様なニーズに対応するため、担当課の案といたしましては、現行の公立保育園の規模を拡大し、定員を120から150名の規模と考えており、また子育て支援センター等の附帯施設を含め1,500平米程度の面積とし、平成33年4月に最初の開所を行うことを目指したいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、あすより市内14園の保護者に対し説明会を開催いたします。本市の考え方を御説明させていただきたいと思っております。また、この構想につきましては、米子市子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、常に子ども・子育て支援事業との整合をとりながら進めてまいりたいと考えております。着手の順番は、保

護者や地域との合意、また建てかえ場所の選定や老朽化の状況等を勘案し、諸条件が整ったところからを予定しております。

なお、米子福祉会さんとの統合民営化については、現段階では本市の構想ということではありますが、今後、具体的な協議を進めていきたいと考えておりました、この表には記載をしておりますが、公立園を引き受けて建てかえをしていただく場合には、本市が目指している地域子育て拠点としての役割を担っていただけるように協議を進めてまいりたいと考えております。

今後、この構想につきましては、施設の老朽化の状況を考慮し、総合的に検討し、かつ関係保護者、保育需要、民間事業者の動向、整備の緊急性等を勘案した上で、随時柔軟な見直しを行いながら進めていきたいと考えております。この構想をもとに、パブリックコメントや関係者との意見、調整を行いながら、実施に向けた取り組みを進めていくこととしたいと考えております。

資料の4ページのほうは、計画に対して行う部分でございますが、平成30年度から新たな体制となりました子育て世代包括支援体制についての組織図を掲載することとしております。また、資料一番前に戻っていただきまして、1枚目の裏面ですね、大きい4番というところをごらんください。こちらに、米子市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂に係るパブリックコメントの実施方法について御説明しております。

パブリックコメントの実施時期ですが、平成30年9月5日から既に始めておりました、10月4日までの30日間としております。また、公表場所は市のホームページ、本庁子育て支援課、淀江支所地域生活課、公立保育所及びこども相談課としております。意見の提出方法につきましては、電子メール、ファクス、郵送とさせていただいております。提出いただきました意見の取り扱いにつきましては、個別の回答はいたしませんけれども、米子市としての考え方を取りまとめ、ホームページを通じて公表することとしております。説明につきましては以上でございます。

**○西川委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 改訂の理由のところ、市民にわかりやすくイメージするためとあるんですが、今後どのようにわかりやすく説明される予定でしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 改訂の内容につきましては、基本的にはホームページ等でお知らせすることとしております。特に今回の保育所の建てかえに係る部分につきましては、先ほども御説明いたしました、各保育園の保護者の方への説明、意見聴取なども行っていきたいと考えております。

**○西川委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 各保育園統廃合の件で、各保護者の意見聴取等をという答弁があったんですが、4番目のところで、先ほど説明しておられたパブリックコメントの実施なんですが、こちらが9月の5日から実施されてまして、実際、今どれぐらい集まっている状況でしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 今のところは、1件いただいているのみでございます。

○西川委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 これが10月4日までで、1カ月、パブリックコメントを実施されて、現時点で1件ってということなんで、これが本当に意見を反映してるのかどうかってところもありますので、今後、統廃合に関しては説明会もされるってということでしたので、その辺の意見を集約したほうがいいのかなと思います。というのも、私自身が、実際今回、統廃合に関して説明会があるってということで、保護者さんですとか地域のほうからいろいろと混乱しているというような意見を聞きますので、実際、統廃合に関して丁寧に説明ができてるのかってところも含めまして、先ほど言っておられたとおり、地元の方ですとか、保護者の方ですとか、そういったところをしっかりと勘案して進めていただきたいというふうに、こちら意見になりますと言っておきます。以上です。

○西川委員長 よろしいですね。

○奥岩委員 はい。

○西川委員長 ほかの委員。

戸田委員。

○戸田委員 この附帯施設のところを見ますと、子育て支援センターが公立保育所に全部限定しておられるんです。民営化したところには、子育て支援センターはなぜ附帯設備で設置されないのか、その考え方をまず伺っておきたいと思います。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 民間との統合という園につきましては、今のところ空欄にさせていただいております。今後、相手先との協議を進める中で、そこは市としてこういう意向を、こう思っているということで、子育て支援センターの設置についても協議をさせていただきたいと考えております。

○西川委員長 戸田委員。

○戸田委員 といいますのは、今、奥岩委員さんがおっしゃったように、やはり公立から民営化されてサービスが落ちるということではないでしょうけど、やはりそういう住民の方にとっては、ある程度不安感が出てくるんじゃないかなと。そうした中で、なおかつ強調するように、子育て支援センターも公立のところしか配置しないというのは、私は少し違和感があります。やはり市民に対しての平準化、公正に子育て支援をしていくんだと、今説明があったように、切れ目のない子育て支援だという観点からいけば、私は民営化のところにも子育て支援センターも、いわゆる附帯設備として今の整備提供していくのが本来のあり方だと思いますよ。改めてその辺を、副市長さんは、それをどう考えられますか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 御指摘のとおりだと思います。担当部局のほうでは、先ほど説明したとおり、まだ相手先との話はしてないので少し遠慮して書いてないようではありますが、基本的には地域地域には子育て支援センターをしっかりと置いていきたいと。これは在宅で子育てしておられる方々の支援拠点にもしていきたいと。あるいは、今あります特別保育ですね、いわゆるきょう預かってほしいとかというような、そういったニーズに対応していきたいというふうなこと、これは7月でしたか、御説明したときも少しおんぼらとしたような説明をしました。少し高い理想を掲げてやっていきたいと思っております、その辺はこれ

から、それぞれ地域地域で説明会をする際に、しっかり説明をして、不安の払拭に努めてまいりたいと思います。以上です。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで、私、ずっと見させていただいたら、やっぱりこの対象人口ね、やっぱり今の施設があるから福社会とただ統合をするんだという安楽的な考え方ではなくて、やはり対象人口がこういうふうな、例えば1,000人規模のところはこういうふうな施設だと、500人分ではこういうふうになったというような、やはりその検証分析を十分にした上で、この統廃合はまた私は進めていかなきゃいけないのじゃないかなど。やはり市民の方の理解を得るといのがまず大前提ですので、だから、そういうところもきちっとスキームの中に入れられて、今後十分な背景根拠なりを検証分析の結果を踏まえて、市民に今の理解していただくような説明の場をきちっと設けて、市民にも理解をいただくような姿勢を、私は持ってほしいと思います。終わります。

**○西川委員長** ほか。

又野委員。

**○又野委員** 先ほど説明会とパブリックコメントについて話があったんですけども、説明会がこれから行われる、でもパブリックコメントは9月5日から始まっている。結局パブリックコメントも1件しかまだ、9月5日からですんで、もう20日は過ぎてます。パブリックコメントが10月4日までっていうことは、もう10日余りっていうことですけども、このような日程の組み方だと、何か本当に市民の皆さんの声を聞く気があるのかなって思ってしまうのが正直なところなんです。

さらに、保育園の統合、まだ説明が直接されてないっていうのもあると思うんですけども、地域の人とかもう決まったことだっていうふうに思われてる方も多いようなんですよ。そうすると、そのように勘違いっていうか間違った情報を持ったままで自分の中で思っていたりとか、意見を言う人が出てくるということも考えられるんですよ。保護者の方、これからあって、さらに今の保護者もそうですけども、未来の保護者もやっぱり地域にはおられると思うんですよ。ですんで、地域のほうにもちゃんと説明会をして理解してもらった後に、改めてちゃんと期間をとってパブリックコメントを聞くとか、例えばこれ延長するとか、そういうような考えというか、そういうことできないんでしょうかね。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 今回のパブリックコメントの実施ですけれども、委員おっしゃっていただいたように、今回の保育所の統廃合の件を含む子ども・子育て支援事業計画の改訂についてということで上げさせていただいています。もちろん保育所の関係のこともパブリックコメントの中で取り上げていただくものなんですけれども、ここの意見聴取だけで終わるものではないと担当のほうでは考えておまして、今後、保育園児の保護者の方への御説明ですとか、その後、必要に応じて地域への説明なども必要になってくると思います。その場でいろいろな御意見をいただきながら、それを私たちも、それに対して返せる部分は返していきたいと思っておりますので、長いスパンで、もうこの期間だけという考え方ではなくて、地域の方、保護者の方々と意見交換をさせていただきながらつくり上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** 長い時間をかけてということですがけれども、例えば保護者の説明会とか、地域の説明会をやったときに、でも、その場で言えないことも十分考えられると。なかなか皆さんがおられるときの意見って。なので、またもし可能だったら、みんなの前で言わなくて済むような意見の募集の仕方とかをちょっと考えていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、済みません、続けてで、統合建てかえで機能強化っていうふうに書いてあるんですけども、統合しないと機能強化っていうのはできないものなんでしょうか。

**○西川委員長** 長尾子育て支援課長補佐。

**○長尾子育て支援課長補佐兼子育て政策係長** 7月の委員会のときにも御報告をさせていただいてると思いますが、現在の保育所ではスペースがまず足りないというところが一番の課題だと思っています。個別養育であったりだとか、子育て支援についても、そういったことを今の園児さんを預かってる以外の場所ですということは、現時点でスペース的な問題でできないというところもありまして、そこを機能強化していくには、そういったスペースも、例えば親御さんとの面談であるとか、今は個別のスペースがありませんので、お子さんの話だったり、御家族の話だったりをさせていただくときに、玄関先でやっぱりちょっと外れたところでしているとかっていうところが現状ですので、そういったスペースを持ちながら、子育て支援をやっていきいたいというところで、今回建てかえにあわせて、そういったスペースを十分に確保していきいたいと考えております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** どれくらいのスペースが必要なのかっていうことにもよるんですけども、ちょっとまだ絶対統合しないといけないのかっていうのは、私もそこまではわかりませんのでまた検討したいんですけども。本会議のときにですけども、今の公立保育所を続けていく場合と統合する場合とでは、財政的に試算はされていないということでしたけれども、つまりこの統合っていうのは、財政的な負担を減らすとかっていうことは考えての計画ではないということでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** この統合といいますのは、やはり一番は児童数の減ですとか、あとは働く人の確保ですとかそういうことを目指しておりますし、一番は、先ほどから申し上げております保育環境の充実というところがございます。それに付随した施設についてはもちろん財政負担は必要だと考えておりますし、今後もそういった方向性を持って統廃合を進めていきたいと、建てかえを進めていきたいと考えております。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうから補足させていただきます。今、担当部局のほうからお答えしたとおりでありまして、今回の公立保育所、7月の議会でも御報告しましたけども、大きな目標を掲げて、子どもたちの保育環境を改善していきたい、あるいは地域の子育て拠点をつくっていききたいと、大きな願いと思いのもとでやっていきたいと思っております。

ただ、じゃあ財政は関係ないのかとこういう話ではありますが、それはあえて申し上げると、当然財政視点が入ります。ただ、あらかじめ、例えば幾ら削減するという財政目標を立ててやるものではないということでもあります。したがって、大きな目標のためにやってみますが、そのときに当然財政上の効率性、その願いを実施するために、できるだけ

財政的にも効率的にやっていくと。これは片一方の大きな視点としてやっていきたい。ただ、その時点で、幾らの財政削減目標というやり方はやらないと、こういうことでもあります。わかりやすく言いますと、例えば先ほど委員さんおっしゃいましたが、小さい園でも増築すればそれはできるわけですけど、将来、子どもの数が確実に減ってくるのがわかってる中で、今の園をそのままの状態を増築する、あるいは保育士を増員していくっていうことは現実的でない、これは財政的な面でも現実的でないと。こういった観点で、両立を図りながらやっていきたいと、このように考えています。以上です。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 減っていくことが確実にっていうような、そのもとの資料というか、わかるものっていうのはあるものなんでしょうか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これも人口統計調査等々でありますし、例えば出産対象年齢の女性の人口はどんどん減っているということは、かねてから資料等で示しているところです。以上です。

○西川委員長 又野委員。

○又野委員 人口はそうかもしれないんですけども、女性の就業率の向上によって、入所希望者っていうのはふえてるとかっていう話もあったり、保育の無償化がこれから国の方針で実施されるんですけど、それによって物すごい規模で入所される方がふえるんじゃないかって話もあるんですけども、そのようなことを考えての対象の人数とかっていうのは考えておられるというか、そこら辺の何か試算っていうのはあるものなんでしょうか。

○西川委員長 長尾子育て支援課課長補佐。

○長尾子育て支援課長補佐兼子育て政策係長 一応、米子市の女性労働力率ですけど、平成22年と27年の国勢調査、米子市のものですが、今、27年の一番高いところで、女性の就業率が大体85.2%です。22年のときは82%で、3%ぐらい5年で下がってきておまして、これが一回、子育てとかで下がる、いわゆるM字カーブの下がる部分が大体80%、その後また少し上がって83.5%というようなカーブを今、米子市は描いておまして、国は多分、今、女性就業率80%を目指して待機児童解消、受け皿確保ということで政策を組んでおられると思いますが、米子市の場合は、既にそれを超えた状態で、就業率としては出てきていますので、あと、ここが劇的に、じゃあ100%までいっていかないと、そこまでは多分いかないと思いますので、この85%マックスのところから80%、4%ぐらい下がるんですけど、ここの部分についての、あと受け皿の確保が必要じゃないかというような分析はしています。ここに全員の女性の就業率ですので、ここから子どもを持っておられる家庭が何人あるかっていうことはちょっと調査ができていないんですけども、この4%部分について、あとどの程度受け皿を確保していくのかっていうのを、今後事業計画との整合性をとりながら考えて、計画に盛り込んでいこうというふうに思っています。ので、多分、委員がおっしゃられるような劇的に無償化が始まったからといって、米子市で10%も20%も女性の就業率がふえていって足りなくなるというような試算をしていないので、その部分についての検討を、今後また次期計画も2年後に控えておきますので、その中で検討していきたいなというふうに考えております。

○西川委員長 又野委員。

○**又野委員** 米子市全体のは確かにわかるんですけども、例えばこれ、統合の話なんで、地域ごとにも、さっき戸田委員からもあったんですけども、どういうふうな動きになっていくのかっていうのがわからないと、なかなかこの統合について、本当にその地域で減っていくのかどうなのかっていうのがわからない部分があって、どう言ったらいいのかもわからないっていう点があるんですよ。ですんで、もし可能であれば、そこら辺の地域ごとも出していただけると、私も考えやすい部分もあるので、それ可能であればなんですけれども、これは一応要望で。

それと、ごめんなさい、先ほど第一義的には保育環境の充実っていう話があったんですけども、その保育環境の充実っていうことであれば、統合になっちゃうんで、今の場所から遠くまでいかないけん家がどうしても出てくると思うんですよ。そうすると、やっぱり近くのままで今の保育園を充実させたほうが、本当の意味では保育環境の充実につながると、保育環境の充実で言えばですよ、思うんですけども。それと、大規模にしているんな機能を強化して、いろんなニーズに応じていくっていうのもわかるんですけども、規模が小さいほうが、保育士さん、園児みんなをどんな状態なのか把握できて、どの保育士さんにも見てもらえるっていうことで安心できるっていう声も聞くんですけども、そのようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 保育園の登園にかかる距離が遠くなったりというような、保護者さんの御事情という部分は当然出てくる方もあると思いますが、現在は車で送迎される方が主だと思いますし、お仕事の都合で自宅の近くの保育園に必ず通っておられるわけではなく、例えば仕事に向かわれる道の途中の保育所で預かっておられる方っていうのもそれぞれございますので、そこを総じて保育環境がというような考え方はちょっと担当のほうでは思っておりませんで、保育環境の充実といいますと、基本は保育所の中で行われる保育のほうを充実させていきたいというところを主眼に考えているところでございます。

あと、保育士のほうの、小さい園のほうがより手厚くといいますか、保育ができるのではないかというお尋ねなんですけれども、基本的に園が大きくなっても、小さい園でも、園児に対する保育士の数というのは基本的には変わりませんので、何人園児さんがおられたら必ず保育士が何人配置されるっていう形となっておりますし、いろんな状況に合わせて加配職員などもついておりますので、そこらあたりを考えますと、一概に小さい園のほうの手厚いというふうにはこちらとしては考えておりません。同じように、規模にかかわらず、大きい園も小さい園も保育のほうを実施しているものと考えております。

○**西川委員長** 又野委員、これは午後からお願いします、再度の質問については。

○**又野委員** はい。

○**西川委員長** 暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

○**西川委員長** 市民福祉委員会を再開します。

又野委員。

○**又野委員** 引き続きですけども、済みません、先ほど保育環境の充実のところ、基本的には保育所内での保育環境っていうことでしたけれども、やはり最初のほうに言われ

たんですけれども、保護者、地域の意見も聞きながらっていうことですので、本来だったらやっぱりその全体の保育環境を考えていくことが大事なんじゃないかなと思っております。

地域ごとにある保育園、小さい保育園ほど地域とのつながりが深くて、地域の方々に見守られて、田んぼとか畑のお仕事を一緒に経験させてもらったりとかということで、自分たちの地元を大事に思って、大きくなっても地元で生活しようとか、地元に戻ってこようとかいうことをやっぱり感じるようになるっていう要素もあると思うんです。そのために、それぞれの地域に保育園を確保していくことが、若者が地元に残る、戻る可能性っていうのが広がるんじゃないかなとも思うんですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

**○西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

**○湯澤子育て支援課長** 又野委員おっしゃることも、確かに地域の中の保育園ということとはとても大切なことだと考えております。統合した保育園においても同じように、そのような地域でのかかわりというものを、よいところを引き継いでいき、さらに統合することで、今度ちょっと地域が大きくなると思うんですけれども、そういう広がりを持ったよい園にしていけるようにということで取り組んでまいりたいと思っております。

**○西川委員長** 又野委員。

**○又野委員** ただ、どうしても、今ある保育園の場所から離れてしまうところにとっては、統合になったらしょうがないんですけれども、当然薄れていくことは間違いないとは思いますが、そこら辺ももうちょっと考えていただければなと思うところと、公立保育園の役割なんですけれども、私が考えるところで、さっき言った全体の保育環境が地域によって差がないようにすることっていうのも、やっぱり保育の機会均等っていうのも役割じゃないかなと考えてまして、民間であれば、人口の少ない地域にはなかなか保育所とかつくられないと思うんですよね。でも、そういう地域に保育環境を確保していく必要があると。そういう意味では、人口の少ない地域にこそ、やっぱり公立保育園というのが必要なのではないかなという考えもあると、私は思います。

また、近くに保育園がもしなくなったら、今の子育て世代やこれからの子育て世代がその地域に残ったり、さっきもちょっと言いましたけれども、地元に戻ったりすることは少なくなる、実家に帰ってこることが少なくなるっていうことも考えられると思います。人口減少対策も米子市取り組んでおられます、その対策に、もしかしたら逆行していくことにつながるのではないかなとも、私の中では懸念しているところでして。

あと要望ですけれども、地域の方々の意見によっては統合そのものも見直すというような検討もさせていただきますよう、そこら辺ちょっと要望しておきたいと思っておりますので、以上です。

**○西川委員長** 前原委員。

**○前原委員** 私はちょっと午前中にあつたところで、パブリックコメントの実施期間について発言させていただきたいんですけれども、ちょっとすごく懸念してることは、数年前にあった南北自由通路のパブリックコメントなんですね。これ、たしか取り直しをしたと思ってます。期間延長っていう形になったと思うんですけれども、結局誰も、本当に数本しかパブリックコメントがなくて、議員ですら終わりの期間を知らなかったということもありま

した。今回、私もちょっとパブリックコメントの期間を、こういう形になってること知りませんでした。

まず聞きたいのは、各保育園での保護者の説明会、このスケジュールっていう、日程的には10月4日までに終わるんですか。それを教えてください。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** あすから各園を1週間かけて、1日2園ずつを回ろうと思っております。最終日が10月の5日金曜日になっております。そこを計画しております。

○**西川委員長** 前原委員。

○**前原委員** それはちょっと問題があるんじゃないかなと思いますね。我々でさえ、このような多様な意見があって、保護者になると、我が身のこと、我が子どものこと、また将来の子どもことになる、地域にとってもそういうことになると思うんですよね。それで、多様な意見を聞いていくっていうことが大切であって、パブリックコメントをしたから許されとかですね、免罪符になるっていうことはやめていただきたいと思うんで、やっぱりこの期間の設定については無理があるんじゃないかなって私自身思うんですよね。その辺はどうでしょうか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** パブリックコメントの期間につきましては、先ほども申し上げた事業計画の改訂ということも大きなものがありまして、それに含めたものということで今回実施したものでございます。この機会に限らず、保護者の説明会、今後させていただきますけれども、そこでの御意見ですとか、その後も地域での説明等をさせていただいて、直接出かけて行って、私たちが御意見をいただく機会を今後も設けていきたいと思っておりますので、そういうふうに取り組みさせていただきたいと考えております。

○**西川委員長** 前原委員。

○**前原委員** 副市長にお伺いします。これは適切な期間だと思いますか。

○**西川委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 確かに今、委員御指摘の保育所の保護者説明会等の日程の関係からいくと、それを含めたほうがよかったのかもしれないと、今聞いて思いました。ただ、担当課の部局のほうは今申し上げてるとおり、この統廃合の計画というよりは、全体のものについてのパブリックコメントだというような思案をしとったようではありますが、そうはいつでも、その中の大きな関心事が統廃合の問題でありますので、これは少し延ばすっていうことを考えるべきじゃないかと思えます。

○**西川委員長** 前原委員。

○**前原委員** どうかよろしくお願ひいたします。やっぱりパブリックコメントを聞く中で多様な意見が出てきて、見直しをするところも出てくるかもしれないし、やっぱり市民の声っていうのを聞かないといけないと、特にこの事業じゃない南北自由通路の中でいまだにいろんな声を聞きます。やっぱり多様な意見があると思えますので。それを聞く中で、市民の声を生かしながら計画をつくっていただきたいと思えますので、今後ともどうかそういう点を留意していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○**西川委員長** ほか、委員から。

土光委員。

○**土光委員** まず、1枚目の今後ということで、話題にも出てますけど、パブリックコメントや関係者との意見調整等、この関係者というのは、具体的に誰に対して意見調整、その関係者というのを、改めてどういう対象なのかというのをお聞きします。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 保育園の利用者の方、保護者の方を初め、地域の方々、そして今後、例えば先ほどから御説明しております民間の米子福祉会さんとか、今、交渉してる民間の事業者さんもそうですが、そういった方々を想定しているものがございます。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 統廃合関連だから、その関係、直接の関係で民間の事業者、それは当然だと思います。あとは利用者というのは保護者の方だと思うのですが、先ほど午前中でも、又野さんが未来の保護者という言い方をされたんですけど、やっぱりそういう人たちも説明というか意見聞くという、それは私はぜひ必要かなと思います。一通り保護者に説明、それだけではやっぱり未来の保護者に対する説明はできてないと思うので、そういった人たちにも説明できて、意見を聞くという機会を設けるべきではないかと。パブリックコメントでは意見交換というのができないので、はっきり言って。

それから、もう一つは、やっぱり保育園とか、子どもというのは地域で育てる、そういう面があるので、未来の保護者にもならないけど地域で子どもを見ていくというか、そういった、要は地域の人ということですよ、そういう人たちにも何らかの形で意見を聞くべきだと思うんで。例えば、具体的には、多分自治会単位は小さいと思うけど、公民館単位とか、そういった説明会というものやったほうがいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** こども未来局では、保育のお子さんですとか保護者さんが参加されるイベントですとか、あるいは子育て支援センターなどという施設もございまして、そういったところのサークルですとか、そういったところにも情報を提供させていただいて、御意見をいただく機会が持てればと思っております。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** 公民館単位でというのは考えられませんか。

○**西川委員長** 湯澤子育て支援課長。

○**湯澤子育て支援課長** 今、いつという計画は持っておりませんが、今後、地域の方への説明という機会は持たせていただきたいと思っておりますので、そういったときには公民館というところが会場となるというふうに考えております。

○**西川委員長** 土光委員。

○**土光委員** それから、又野委員が言われたこととかぶりますけども、保育園の保育環境というときに、施設の中だけの体制、それだけではなくて、その周りの地域がどういう状況かというのも保育環境の大きな要素だと思います。

一つの例なんですけど、統合されると、要は登園の方法、それもちよっと午前中に話題になりましたけど、歩いて登園がなかなかできづらくなるんじゃないかと、私も実はそう思ってて、それに対して答弁は、いや、今実際、必ずしも歩いてでなくて車でとか、そういうケースがあるので、そんなにそこは統合したとしても、いわゆる保育環境として大き

な違いは出てこないのではないかという、そういう趣旨の答弁だったと思うんですけど。改めて聞きます、やっぱり保育環境を考えると、登園で、歩いてこれるのが私は一番いいんだと思うんですけど、その辺が統合するとどうしてもそれができづらくなるというのは事実で、それはどういうふうに評価というか考えているんですか、統合を考えると。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 先ほどの私の御説明が余りよくなかったかもしれません。保育環境という中に、確かに登園ということも含まれてくるのではないかとは思いますが、保育園の統合ではなくても、場所が変わりますとやはり保護者の方の送迎の方法というのも問題にはなってくると思います。それがちょっと、現在の場所がどうなのかというところも逆にあったりはすると思うんですけども、この方にとってよければ、別の方にとっては遠くなるとか、そういう事情もさまざまあると思うんですけども、そういうところも含めて、ちょっと利用者の方には御理解いただけるように御説明をしていって、統合のほうは進めさせていただきたいと考えております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 いや、統合すると、登園の方法、歩いていけなくなるというのは、それは明らかにそうなると思います、統合するとね。例えば、今現状で、保育園への送迎で歩いてきてる人、車で送迎してる人、それはどういう状況か、現状というのは把握はされてるんですか。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 申しわけありません、具体的な数字というのは捉えておりませんが、基本的に車で送迎をしておられる保護者さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんとかもそうですが、御家族の方が車で送迎をしておられるケースが多いように捉えております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 それから、この計画で統合というときに、例えば保育士さんの数で、現状で必要とする保育士さんの数、それからこの計画でこういうふうになったとして、必要な保育士さんの数というのは減るのかふえるのか、それはどういうふうになるのですか、この計画からすると。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 保育士の数につきましては、基本的に配置基準というのがございますので、それに沿って配置させていただいております。ですので、統合に伴って児童に対する保育士の数が変わるとか、そういうことはないということでございます。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 それとあと一つ、この資料で別添の3ページ関連なんですけど、統合で建てかえをするんですね、建てかえというのは改修でも修繕でもなくて、要は新たなものをつくるというのがこの計画になるんですか。全て新たに建物をつくるということなんですか。建てかえというのはそういう意味だと思っんですけど。

○西川委員長 湯澤子育て支援課長。

○湯澤子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、建てかえということを考えております。

○西川委員長 よろしいですか。

○土光委員 はい。

○西川委員長 ほか、委員。

〔「なし」と声あり〕

○西川委員長 次に、米子市手話言語条例（仮称）の制定について、当局の説明を求めます。

仲田障がい者支援課長。

○仲田障がい者支援課長 では、障がい者支援課から、米子市手話言語条例の制定に向けた取り組みについて御説明いたします。

委員会資料2をごらんください。このたび、手話を言語と認めて普及を促進すること、また聞こえない人、聞こえにくい人など意思疎通に支障のある方に対する市民の理解を広げ、地域で支え合い、安心して暮らせる社会を実現することを目的として、米子市手話言語条例の制定に取り組むことにいたしました。

経過、あるいは要望の趣旨ですが、御存じのとおり、鳥取県は平成25年10月に、全国に先駆けて鳥取県手話言語条例を制定され、本市でも県と連携して手話奉仕員の養成事業等を行ってきたところです。ことし4月、鳥取県西部ろうあ協会から、乳幼児期に聞こえない、聞こえにくいとわかったときの早期支援や教育の充実、防災に関する取り組み等をより一層推進するために、米子市手話言語条例を制定するよう要望がございました。内部協議の結果、さらなる手話の普及やろうあ協会の要望にありました乳幼児期の早期対応、防災に関すること等に対しましては、市民生活に最も近い行政である市として一層の施策推進が必要な部分があるという判断で、条例制定に取り組むことにしたものでございます。

条例案につきましては、米子市手話言語条例に係る研究会を設置し、当事者の方、支援者の方にも御協力いただき、いろいろな立場の方からの御意見を吸い上げながら作成していきたいと考えております。

なお、最後に、条例案の作成スケジュールでございますが、先ほど御説明した研究会を4回程度開催いたしまして、条例の条文や関係施策の検討を行いまして、順調にいきますと、12月の本委員会にて取りまとめた案を御報告し、御意見をいただきたいと考えております。また、パブリックコメントを実施いたしまして、3月定例議会に議案として上程するという予定でございます。説明は以上です。

○西川委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの質疑、御意見を求めます。

戸田委員。

○戸田委員 私、これずっと見ておって、いかにもろうあ協会から要望があったけん、この施策を展開したただんというふうに紙面で見られてしまいますよね。これ、副市長でもいいんだけど、米子市の施策の骨子が全くここに書かれていない。今、課長さんが説明されたですけど、本来は市の施策、骨子があって、その中にろうあ協会からも要望があったということの位置づけでないとおかしいんでないですか。私、市長の記者会見を見てましたけど、自分の考え方もあったと、たまたまろうあ協会さんからも要望があって、タイミングが合致したということなんですけど、この手話条例を制定する、私はすごく大事なこと、いいことだと思うんです、ただ市のこの条例に取り組む骨子、考え方が私はわからないので、もう一つそれを伺っておきたいなと思います。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 先ほどの説明でも触れさせていただいたんですが、市としてはまだ手話の普及ということが十分ではないというところも自覚しておりまして、県と連携して事業を行っておりますが、なかなか手話奉仕員等の増員というのも思うようには進んでない現状もございます。手話を言語としてコミュニケーションをとっておられる方が、じゃあ、日常生活の中で十分に手話を使って会話ができているかという、またそれも十分じゃないところもございますし、市の対応としてもおこなっている部分もあるのではないかと考えております。

市長も記者会見等でも申しましたが、まず、特に小さいお子さんが生まれたときに、聞こえないという障がいがあったときの親御さんへの対応ですとか、そういった部分は非常に大切だということで、それはろうあ協会さんの御要望とも合致した部分でございますし、あと昨今、大きな災害も続いておりますので、聞こえにくい方、聞こえない方に対する防災の情報をきちんと保障するというのも非常に大切なことだというふうに考えておりまして、ここがまだ少し十分な対応ができてない部分でございますので、ここは力を入れていかなければならないところだというふうに考えているところなんですけど、市の足りない部分、もう少し進めないといけない部分というのが、まさにろうあ協会さんも御要望されてる部分とほぼ合致するところでございますので、御意見を聞きながら、きちんと対応していきたいというふうに考えております。

**○西川委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 副市長さん、私が直接伺いますけど、2の要望の趣旨っていうのは掲げておられるんですけど、この4項目を核として、施策として展開していくんですかっていうことを問うとるんです。ただここに趣旨ですとうたっておるけん、これは私すごくすばらしいことであって、本当にこの要望の趣旨ではなくて、これを踏まえた施策展開やっていくんですよというようなことが全く表記されておらないので、そこをどういうふうに今後展開されていくかっていうことなんです。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 戸田委員からの御指摘は、私は全く、ある意味そのとおりだと思っております。担当のほうからお答えしましたが、かねてから、これは議場でも御議論いただきましたけど、災害時の情報伝達の問題とか、それから、これは障がい児ということではありませんが、いわゆる5歳児健診を含めた幼児期の健診体制の充実、あるいは療育体制の充実等も取り組んできたところであります。そういった断片的な取り組みをしながら、障がい者・児への対応というのを米子市なりに深めてきたところでありますが、そういった中でペーパーにもありますとおり、協会のほうからも市長に要望があったと。そういった中で、やはりこれは少し体系化、総合化していく必要があると、こういうふうに改めてといひましようか、思い立ったというのが正直なところであります。ただ、実際それが今できてるかという話になると、実はそうではなくて、我々が気をつけなければならないのは、条例制定というのは手段であって目的ではないわけでありまして、それを目的化するようなことはしてはならないと。まさに委員の御指摘はそこにあるんだろうと思っております。

米子市として現状をどう捉えて、それに対してどういう施策で取り組んでいくのか、そ

の柱立てを、これ条例制定というステージでやる研究会をつくって関係者の方に集まっていただいておりますので、その現状を把握して、何を取り組んでいかなければならないか。一遍に全てはできませんので、何からどういうふうに取り組んでいくのかということを一緒になって考えていく、そしてそれを条例という柱のもとでやっていくということを目指したいと、このように思っております。

その条例施策の部分については、第1回の研究会の議事録、私、読みましたけど、やはり関係者、当事者の方から同じような御意見いただいておりますので、ここらはしっかりやることを含めて米子市としての取り組み、これをしっかりつくっていききたいと、このように考えております。以上です。

**○西川委員長** ほかに。

土光委員。

**○土光委員** この条例の必要性ということに関して質問しますが、今言った手話奉仕員の数とか、それから幼児期の健診体制とか、防災の対応、これって個々の政策できちっとやればできることだと思うのですが、逆に言ったら条例がなくなると、必要だと思っただけで予算措置してやれば良いと思うんですけど、条例を制定することによって何が変わるんですか。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 委員おっしゃるとおり、個々の政策でも一定の成果は上げることにはできるかと思いますが、まず手話を言語と認めるということが大事な部分でありまして、ろうあ協会さんのほうからも、そのことによって市民の方々への意識の浸透につながる、条例を制定することによってつながるといってお考えでありますし、市のほうもそのように考えております。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 副市長にお伺いしたいんですけど、前、県におられたということで、鳥取県は手話言語条例制定しました、あれによって何が変わったんですか。

**○西川委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、担当のほうからお答えしましたが、これは当事者の皆さんの願いでもあります、やはり手話というものが一時期否定されたような時期もあったという歴史的な経過もありますし、現在その手話というものがコミュニケーションの手段、言語として確固たる位置づけを現実持ってるだろうと思うんですけど、それをしっかり条例なり、本当は当事者の皆さんは法律の制定ということも望んでおられるわけですが、法律というのはなかなかハードルが高いということで、地方自治体から条例という形でこれを、取り組みを進めると。御案内のとおり鳥取県はその先例をつけたわけでありまして、これはまさに今の知事の思いであったというふうに思います。

何が変わったかということは、やはりそれは、きちんと自治体として、条例上、手話を言語として認めるということを経験した上で、先ほどの答弁と重なりますが、聴覚障がい者の皆さんに対する施策を総合的に実施するということをやったと。やはり気をつけなければならないのは、それを単なる理念条例にしてしまっただけではいけないということでありまして、その理念を高く掲げつつ、具体的な施策をしっかりとやっていくということを内外に宣言し、そしてそれを実行していくということが、この条例の位置づけ、意味がある

ものだと思いますし、鳥取県はなかなか難しい課題ですので一生懸命やっていますけども、それをまさにやり始めてるし、やっているというふうに思っております。以上です。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとあと一つを質問します。私、新聞で見た範囲でしかわからないので、8月30日の第1回研究会、多分これに関してだと思いますけど、このときの開かれたという新聞記事で、何か当日、来るべき担当課が何かの都合で欠席したとか遅刻してきたとか、もしこれのことがなければ質問撤回しますが、というふうにして、支援団体とか当事者から、市は本当にやる気があるんかみたいな、そういう厳しい意見が出たというふうな新聞記事を見たんですけど、それについて、ちょっと実際どうだったのか、もしそういうふうに欠席とか遅刻か何かの理由があったというのが事実なら、その辺の経緯を説明いただきたいんですけど。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 8月30日に第1回の研究会を開催しました。そのときに、当局として予定しておりました学校教育課が他の会議とのダブルブッキングにより欠席、これは当初、出席できないということをしていました。あと、防災安全課につきましては、終わるはずだった会議がちょっと長引いた関係で、本会議におくれて来たというようなことがございまして、委員のおっしゃるとおり、研究会に御参加いただいた方からはおしかりをいただいたというのは事実でございます。

防災安全課に関しましては、ちょっと会議が延びてしまったという状況がございまして、不可抗力といいますか、いたし方ない部分もあって、後半には参会いたしましたので当事者の方の思いも聞かせていただいたところなんですけど、学校教育課に関しましては、私どものスケジュールの調整不足でございまして、今後はきちんとするよということでおわびをいたしたところでございます。

**○西川委員長** 土光委員。

**○土光委員** 事実関係はそうだったということで、当事者の団体から厳しい意見が出たという記事だったんですけど、これから条例制定一緒にやっていくということになるはずなので、市とそういった団体との、ある意味での信頼関係はちゃんと守れていると思っていいますか。ちょっとそれを聞きたくてということです。

**○西川委員長** 仲田障がい者支援課長。

**○仲田障がい者支援課長** 確かに不手際がございましたが、事情は後で説明をいたしましたし、そんなに関係が悪くなったというふうには考えておりません。今後とも協力して、いい条例をつくっていきたいと考えております。

**○西川委員長** よろしいですか。ほかもよろしいですね。

〔「なし」と声あり〕

**○西川委員長** 皆さんからの意見が終わりました、以上で執行部からの報告は終わりますが、委員の皆さんから、ほかにもございませんか。

土光委員。

**○土光委員** その他ということで、決算分科会の際に少し話題に出たことで、この委員会ということなので、集まったということで取り上げます。

ふれあいの里の会場の予約の貸し借り、その辺に関してということで、現状としては予

約して、お金払って、使用者側の都合でキャンセルした場合は、そのキャンセルの時期にかかわらず一切返金しないというか、そういう運用がなされている、今でもそういう運用がなされていると思います。それに関して、私としては、やはり常識的に考えてもちょっとその運用は不適切じゃないかと思うことと、それから条例の条文を見ても、私の読む限りはその条例と施行規則でそういった運用は想定されていないように、条例も読めるのですけど、その辺のことは一応担当課にお伝えしますと。それに関しての検討結果というか、担当課としての見解をお聞きします。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 今、ふれあいの里の会議室の使用料のキャンセルの取り扱いについてということでの御質問でございますが、先ほど委員さんおっしゃられましたように、規則の解釈等については違う解釈もできるのではないということもございまして、私どものほうといたしましては、この規則につきましては、そういった誤解がないような方向で規則の変更について検討を行いたいと思いますとともに、ふれあいの里は、例えば文化ホール等との文化施設とはちょっと違うという性格がございまして、還付の取り扱いについても、今後検討してみたいと思っております。以上です。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 どういう方向で検討されるんですか。

○西川委員長 清水健康対策課長。

○清水健康対策課長 先ほど委員さん御指摘いただきましたように、例えば数カ月前の利己都合によるキャンセルの場合の還付等について検討してみたいというふうに考えております。

○西川委員長 土光委員。

○土光委員 私、最初に言いましたように、時期にかかわらずというか、1カ月、2カ月前にキャンセルをしたとしても、今は全く戻らないという運用がされてて、私はそれは使途と言えば不適切、それから市民の側からとって、その会場の費用というか、会場を利用する、逆に市からすれば、市民にそういった会場を使用してもらいたいという、そういうことから見ても、そういう運用というのはお互いによくない、不適切だというふうに思っているのですけど、基本的にそういう認識で検討するというところで構いませんか。

○西川委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 委員から御指摘もありました、以前からの御指摘があったという話も聞きましたけど、改めて、少し私のほうでも点検をいたしました。よくよく確認してみますと、確かに委員御指摘のとおり、他の施設と同じような書きぶりになっていて、だとすると同じ運用じゃないかというふうに早急に私も疑問に思ったわけで……。

(「ちょっと済みません、ちょっと聞こえなかったです。」と土光委員)

規則の書き方なんか、ほかの施設と同じような書き方になっていまして、であれば、取り扱いに違いがあるのはおかしいじゃないかということで、私もそういうふうに思いました。

一方で、今、担当課長のほうから御説明申し上げましたが、いわゆるふれあいの里というのは、福祉施策の拠点ということでありまして、実は利用実態を見ますと、ほとんどというかなりの部分が無料使用、いわゆる福祉関係のいろんな施策の事業とかで使う場合

は無料になる扱いになっておりまして、そういう性格の施設なわけでありまして、したがって、一般の文化施設、有料を前提とした施設というよりは、ふれあいの里の施設目的に合致するものは無料で使っていただくということを前提とした施設でありまして、ただ一方で、あいてるときには、それ以外の目的に使っていただいてもいいですよということや、あいてるもの、そういった施設の差、性格の違いというものがある、キャンセルした場合にハードルの設け方が違っているということではないかなというふうに思われます。そういう書き方の過去の記録を見ると、庁内で補正検討して、そういう運用でいくべきだという内部の決裁がありましたので、少し前の話ですけど。ただ、今日的にどうなのかということをやっぴりもう一回研究してみる必要があるだろうなということで、一回点検してみようやという話を今しております。

ただ、今申し上げましたように、ほかの施設との性格の違いというのがありますので、利用実態と、それからそうは言っても使わないのにお金を取るってことの合理性とのバランスという問題があると思いますので、そういった点をよく踏まえて点検してみたいと思います。以上です。

○西川委員長 土光委員、よろしいですか。

○土光委員 はい。

○西川委員長 はい、わかりました。

市民福祉委員会を暫時休憩します。

午後 1 時 3 7 分 休憩

午後 2 時 0 6 分 再開

○西川委員長 市民福祉委員会を再開します。

視察の件について、ちょっと事務局から説明をお願いします。

○安東議会事務局主任 きょうお配りしました行政視察についてという 1 枚物の紙をごらんいただけますでしょうか。御説明させていただく前に、申しわけありません、今回の一覧の資料ですけども、皆さんにお配りするのが遅くなりまして御迷惑おかけしました、大変申しわけありませんでした。ちょっと行政視察について、座って御説明させていただきます。

日程については、前回御案内のとおり、10月31日から11月2日の2泊3日を予定しております。

行程につきましては、初日、10月31日につきましては、午前中に移動をしまして、午後から東京都千代田区のほうの小学校の視察、これは現地視察のほうを、受け入れ側のほうが可能ということで言っていただきました。ここの中で、詳細な質問項目等ありましたら事前に送っていただきたいということで先方のほうから来ておりますので、そのあたり、また委員さんのほうから御意見頂戴できたらと思っております。

続きまして、11月1日、2日目ですけども、午後から神奈川県小田原市のほうの視察を考えております。そのため、午前中については移動ということで予定をしております。右側のほうの備考のほうですけども、次の視察先についてが、まだ先方のほうからお返事をいただけていないということがありますので、その視察先のお返事次第でその視察先周辺で宿泊をしたいと思っておりますので、またそのあたり、わかり次第お伝えしたいと思っております。先ほども申し上げましたように、3日目の11月2日、午前中で下のほうに

書いてあります調整中の埼玉県東松山市を考えて、打診はしてるところでありますけども、今ちょっとお返事待ちというところがございます。最後に、昼からは帰るということで移動の時間としております。

今現在ですと、こういった状況になりますけども、先ほど申し上げましたように、視察先のお返事がいただき次第、正式な御案内のほうさせていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○西川委員長 よろしいですか。

○土光委員 東京までの移動手段は飛行機なんですか。

○安東議会事務局主任 はい、空路となっております。

○尾沢委員 この視察内容について、それぞれが、委員が詳しく出す日にちを決めときなつたほうがええのかなと思います。

○安東議会事務局主任 初日の千代田区のほうの小学校については御依頼いただいているんですけども、2日目の小田原市についてはいただいてないということで、初日の分と、もし3日目のほうでまた詳細な質問等もいただきたいということで依頼がありましたら、それもあわせて、今のところちょっとこちらのほうで勝手な考えですけども、移動日の2週間前の10月17日あたりまでにはいただきたいということを、初日のほうでいただいておりますので、17日までにそういった質問項目を整えて、先方に送りたいと思います。17日、水曜日です。

○前原委員 17日に出さんといけんの。

○安東議会事務局主任 それまでにそれを頂戴して、また……。

○前原委員 だけん、質問は前の週に。

○伊藤委員 だから、事務局に提出する日を言っていて。

○前原委員 じゃないと、17日に出しちゃうよ。

○安東議会事務局主任 先方のほうはもう少し余裕があるんですけども、こちらの取りまとめとして17日の水曜日までにいただきたいと思います。

○前原委員 わかりました。

○西川委員長 じゃ、そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○西川委員長 以上をもちまして市民福祉委員会を閉会します。

午後2時10分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市民福祉委員長 西川章三